

令和2年度第4回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和3年1月19日（火）

逗子市総務部情報政策課

令和2年度第4回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和3年1月19日(火)

午後2時00分～

場 所 市役所5階 第3会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第30号 捜査関係事項照会書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【子育て支援課】
3. 諮問第31号 捜査関係事項照会書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【子育て支援課】
4. その他

出 席 委 員 (5名)

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員 (0名)

説明のために出席した職員

子 育 て 支 援 課 長	村 上 晴 美
子 育 て 支 援 課 副 主 幹	坂 本 周 史
子 育 て 支 援 課 専 任 主 査	池 田 恵

事務局等出席者

情報政策課 担当 課長	矢	島	小百合
情報政策課 副主 幹	栗	原	達也
情報政策課 会計年 度員 任用 職	判	治	恵子

会議の公開・非公開の別 公開（議題 2、3 については非公開）

傍聴者 なし

配付資料

- ・ 第 4 回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 令和 2 年度第 2 回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料 1】 諮問第 3 0 号 捜査関係事項照会書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について
【子育て支援課】
- ・ 【資料 2】 諮問第 3 1 号 捜査関係事項照会書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について
【子育て支援課】
- ・ 【資料 3】 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧

午後 2 時 0 0 分開会

○安達会長 時間前ですけれども、皆さんおそろいですので、早速始めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。

ただいまから令和 2 年度第 4 回逗子市個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので本審議会は成立します。

では、早速、議事に入らせていただきます。

本日は諮問案件が 2 件あります。

事務局からも連絡がありましたように、緊急事態宣言が出されている状況ですので、なるべく短時間で終了したいと思います。速やかな進行に御協力をお願いいたします。

では、本日の配布資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 ありがとうございます。

皆様、資料はおそろいでしょうか。よろしいですね。

それでは、議題に入ります。

まず、議題 1、逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてです。

事務局からお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 先日校正依頼いたしました令和 2 年度第 2 回議事録が出来上がりましたので、御確認いただければと思います。よろしくお願いたします。

○安達会長 皆様、既に御校正済みと思いますが、修正内容等について御確認をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。もしこの時間内にお気づきになった点があったら、この会議の中で御指摘いただければと思いますが、一応、お手元に配付した議事録のとおり承認ということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、異議なしということで承認といたします。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

○安達会長 それでは、議題の2になりますので、所管課の入室をお願いいたします。

—子育て支援課 入室—

○安達会長 では、議題の2、諮問第30号 捜査関係事項照会書に係る保有個人情報目的外提供及び本人通知の省略についてを扱います。

議題の2と議題3については、いずれも捜査関係事項照会書に関する案件ということで、前例に従いまして、両方とも非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

では、所管課の方、自己紹介を先にお願ひします。

(非公開)

—子育て支援課 退室—

○安達会長 それでは、議題の4、その他にまいります。

事務局のほうからお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 栗原副主幹のほうから御説明させていただきます。
よろしくお願いします。

○栗原情報政策課副主幹 すみません、大変お待たせいたしました。情報公開関係の栗原です。よろしくお願ひいたします。

議題の4ですね、特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧についてについて、御説明させていただきます。

番号法に係ります特定個人情報保護評価の再評価について、本年12月1日をもって、当初提出・公表から4年を経過する障がい福祉課担当の3事業につきまして、本年11月20日に提出・公表させていただきましたので、こちらで御報告をさせていただきます。

○安達会長 昨年未。

○栗原情報政策課副主幹 5年です。昨年です、失礼しました。昨年の12月1日を持ちまして5年を経過するものを、昨年の11月20日に提出・公表をさせていただきました。大変失礼いたしました。

以上でございます。

○安達会長 中身に関しては、特に御説明いただくようなことはないということですね。よろしいでしょうか。

○栗原情報政策課副主幹 はい。一切中身の変更はございません。

○安達会長 そうですか。

では、ただいまの御報告について、御質問、御意見等はございますか。
どうぞ。

○島田委員 5年ごとの再評価なんですけれども、逗子市の場合、どういうふうな形で再評価が行われているのか、ちょっとその概要を簡単に説明していただけますか。

○栗原情報政策課副主幹 再評価が必要な評価書を所管している部署に、私ども情報公開係のほうから再評価の依頼をいたします。

○島田委員 それはどこですか。どの部署に。

○栗原情報政策課副主幹 逗子市の場合は評価書が合計で22本あるんですけれども、事務によってですね。それで、5年を経過をする評価書を所管とする部署ですね。今回で言いますと障がい福祉課だったんですけれども、そちらの障がい福祉課に、私ども情報公開係から、5年を経過する評価書があるから再評価をしてくださいという依頼をします。それで、所管のほうで内容の見直しなどをして、修正といいますか、直ったものが再度情報公開係のほうに提出をされて、情報公開係のほうで、その評価書を個人情報保護委員会のほうへ提出・公表をするというような事務の流れになっています。

○島田委員 その再評価は、当初の評価を取り上げて、第三者の学識経験者を入れた、例えばね、この個人情報保護審議会のような、そういうようなところでやるのかと理解しているんですけれども、それはいいんですか。

○栗原情報政策課副主幹 こちらは基礎項目評価なんです。逗子市の場合は対象人数などの関係になってくるのではないかと思うんですが、個人情報保護評価書の中でも一番簡易的な基礎項目評価になるんですが、こちらの基礎評価書の内容ですと、あくまでも今行っている事務が番号法のどこに定められているものであるのかですとか、対象となる事務を取り扱っている職員は何人かですとか、対象の住民の方は何人かとか。ですから、学識の方に御意見を伺っているというようなところまで、細かく記載する項目がそもそもこの評価書内にご

ざいませんで、見直しをするときの主な内容というのは、番号法で何か変更ないかというところ、あとは対象者の方の人数が、これもそんな細かくなっているわけではなくて、500人の次は1,000人とかというかなり幅広いわけなんです、そこの変更がないかです。その程度の見直しになっています。

○島田委員 そうですか。ということは、さっきの説明では評価する部署というのは当該担当部署ですから、結局自分のところで評価すると、そういう考え方ですね。

○栗原情報政策課副主幹 そうですね、はい。作成をした部署で行います。

○島田委員 はい。

○安達会長 よろしいですか。

件数が5,000件以上でしたっけ、5,000件以上の場合には、そういう。

○栗原情報政策課副主幹 はい。評価が初めて必要になってくる……

○安達会長 厳格に評価してもらうんですね。

○栗原情報政策課副主幹 はい。

○島田委員 そうか。人口規模ということで。

○栗原情報政策課副主幹 あくまでもその事務の取り扱っている対象者の数ですね。

○島田委員 対象者の数ですか。それは小規模になるということで、そういう簡便な方法で済むと、そういう理解でいいんですか。

○栗原情報政策課副主幹 そうですね、おっしゃるとおりです。

○島田委員 分かりました。

○安達会長 ほかに御質問等ございますか。よろしいですか。

では、本件については以上でよろしいでしょうか。

では、承認ということにさせていただきます。

では、その他、ほかにございますか。事務局のほうでありましたらお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 日程調整のみになります。

(日程の調整)

○安達会長 その他、何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日はなるべく短時間でということで、予定どおり進みましましたの

で、御協力ありがとうございました。

では、以上をもちまして、本日の会議は閉会とさせていただきます。

お疲れさまでした。

午後 2 時 5 0 分閉会